

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、農業集落調査は、昭和30年から農業センサスの一環として実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

III 農業集落の概念

農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）においては、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

1970年世界農林業センサスにおいては、農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を

属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落とした。

1980年世界農林業センサスにおいては、農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、1975年農業センサスで設定した農業集落（1970年を踏襲）をそのまま原則として踏襲した。また、1990年世界農林業センサスにおける農業集落の区域についても、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合化して農業構造の実態を統計的に明らかにするために、集落の区域の修正は必要最小限にとどめることとし、1985年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲した。

今回2000年世界農林業センサスにおいても、農業集落の区域は、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合して農業構造の実態を総合的に明らかにするために、1995年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲することとした。

IV 農業集落調査の実施経過

農業集落調査の実施経過は、次表のとおりである。

	昭和30年臨時農業基本調査	1960年世界農林業センサス	1965年農業センサス	1970年世界農林業センサス	1975年農業センサス農村環境総合調査	1980年世界農林業センサス	1990年世界農林業センサス	2000年世界農林業センサス
調査規模	1/5の標本調査	全数調査	全数調査	全数調査	1/7の標本調査	全数調査	全数調査	全数調査
視 点	農業生産や農家生活上から村落共同体における結合関係を明らかにする。	農業生産における共同活動及び農民の生活実態を把握する。	共用農業用機械の利用及び生活水準の実態を把握する。	村落構造の実態、生産の場としての土地、共用生産手段及び生活環境を明らかにする。	農村の都市化現象及び農村と都市の生活環境格差並びに土地利用の実態を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び土地の利用状況並びに住民の意思決定機構を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び集団的土地利用並びに生活環境の整備状況を明らかにする。	農業生産構造の変化や農村地域の生活環境等及び農業生産活動の実態、自然資源の賦存状況等を明らかにする。
主要な調査項目	1 隣保共助的役割（農業水利、共有林野、共同施設から共同作業） 2 集落における規制（水による規制、農業労働力の規制、生活上の規制） 3 農業集落の発展段階別の把握（商品生産農業の発展） 4 農業構造の把握（農地改革の効果、農業生産力構造）	1 共同利用の機械・施設の普及度、生産物の共同出荷 2 土地改良の進捗度 3 自然的条件（傾斜度、土質） 4 近代的生活用品の普及状況、食生活の状況 5 農家の生業 6 賃金協定、耕地価格、農業法人	1 共同利用の機械 2 食料品の購入先 3 電気冷蔵庫	1 共用農用手段、農用機械 2 農業集落の戸数、社会経済的条件、歴史形態及び慣行 3 土地（基盤整備、土地改良、転用、耕地価格） 4 生活環境 5 出かせぎ、公害、賃金	1 農業集落の立地条件（DIDとの関係、法制上の地域指定） 2 農業集落の世帯構成 3 総土地面積、土地利用、転用、基盤整備、価格 4 第二、三次産業の状況 5 生活環境施設状況	1 農業集落の世帯構成 2 農業集落の立地条件 3 農業集落の土地、水の利用状況と管理機能 4 農業生産の諸組織化 5 農業集落の慣行 6 農業集落の運営と意思決定機構 7 生活環境	1 農業集落の戸数、土地 2 共用の農業用機械・施設 3 農業集落の集団的土地利用 4 農業生産の諸組織 5 農業集落の慣行 6 生活環境の整備状況	1 農業集落の立地条件 2 農業集落の戸数 3 農業集落の耕地等 4 農業生産の慣行 5 農業集落の環境資源の保全 7 農業集落の生活環境

注：1965年農業センサスは、都道府県—市区町村—指導員—調査員の組織を通じて行われ、調査員が既存の知識によるか又は当該農業集落の事情に精通した者に面接して調査を行った。

V 2000年世界農林業センサス 農業集落調査の概要

1 調査の目的

近年、我が国の農業・農村は、兼業化の進展、都市圏の拡大及び非農家の増加による混住化の進行、さらには、中山間地域を中心とした過疎化、高齢化の進行等により、大きく変化してきている。

このような情勢のなか、農業集落調査は、農業集落における農業生産基盤、農村地域の定住化条件である生活環境及び多面的機能に着目した自然資源等の賦存状況等を自然的・社会経済的条件と併せ属地的に把握し、農業事業体調査等と関連させて農業・農村構造の実態を総合的に明らかにするとともに、農村地域社会における最小の単位である農業集落を調査対象とすることにより、地域農政推進の基礎資料となる小地域統計を整備することを目的として実施した。

2 調査の対象

農業集落調査の調査対象は、平成11年8月1日現在で各都道府県知事が認定したすべての農業集落とした。ただし、農家点在地^(注)については調査対象としなかった。

(注) 農家点在地とは、従前、農業集落としての機能をもっていた地域であっても、ほとんど市街化されてしまったため、非農家の間にごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

3 面接調査の相手

農業集落ごとに、その農業集落の諸事情に精通した次のような者の内から選んで面接調査の相手とした。

(1) 集落会長（区長）

集落会長は、区長、総代、町内会長、自治会長などと呼ばれているが、その呼び方のいかにかわらず、市区町村の末端の行政単位として機能している集落の長であって、農業集落の一般行政や自治的な側面についての責任者となっている者。

(2) 実行組合長

実行組合長は、ところによって生産組合長、農家組合長、農事組合長、農協支部長などと呼ばれているが、その呼び方のいかにかわらず、主として農業集落の農業生産にかかわる面についての責任者となっている者。

(3) 2000年世界農林業センサス調査員

今次センサスにおいて、農（林）家調査を担当した調査員あるいは農家以外の農業事業体調査及び林家以外の林業事業体調査を担当した指導員。

4 実 査

地方農政局統計情報事務所出張所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局統計情報事務所出張所、北海道にあつては北海道統計情報事務所出張所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局統計情報出張所とし、地方農政局統計情報事務所地域情報課及び北海道統計情報事務所地域情報課を含む。以下「出張所」という。）の職員が、農業集落調査票（付

票参照)を用いて、前記3の調査相手に面接して聞き取り調査を行った。

5 審査・集計

調査票の審査は、出張所及び地方農政局統計情報事務所(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道統計情報事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)で行った。

集計は、電子計算機により農林水産省大臣官房統計情報部において行った。

VI 用語の解説と利用上の注意

1 農業集落の戸数

- (1) 農業集落の戸数は、面接調査の相手から聞き取ったものである。
- (2) 「総戸数」とは、農業集落の領域内に居住する農家数と非農家数を合計したものである。
- (3) 「農家数」とは、農業集落の領域内に居住する「2000年世界農林業センサス」における農家の定義^(注)による農家戸数である。
- (4) 「非農家数」とは、農業集落の領域内に居住する農家以外の普通世帯の戸数である。なお、農業集落内にある会社の社宅、公団住宅、分譲住宅等の非農家集団はすべて含めるが、鉱山、土木工事等の飯場や会社・工場の寄宿舎等の準世帯は含めない。
- (5) 「1農業集落当たり平均戸数」は、上記により調査された結果を総農業集落数で除して求めたものである。
- (6) 「行政区が別になっている非農家だけの

集団」とは、農業集落の領域内に、会社の社宅や公団住宅、分譲住宅、公務員住宅などの団地があつて、古くからの農業集落と分離して、自治会や町内会が組織され、市町村が決めている一般行政の末端組織が農業集落とは別になっている集団をいう。

- (7) 「農家率」は、農家数を総戸数で除して求めた割合である。

(注) 2000年世界農林業センサスにおける農家の定義は、次のとおりである。

- (1) 「農家」とは、平成12年2月1日(沖縄県にあつては、平成11年12月1日)現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あつた世帯(これを「例外規定農家」という。)をいう。
- (2) 農業を営むとは、営利又は自家消費のための耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

2 農業集落の立地条件

- (1) 「D I D旧市区町村」とは、平成7年国勢調査における「人口集中地区(D I D=Densely Inhabited Districts)」を含む旧市区町村をいう。
「人口集中地区」とは、平成7年国勢調査において人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接した地域で、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。
- (2) 「D I D旧市区町村までの所要時間」とは、農業集落の中心地を起点とした最も近いD I Dのある旧市区町村の中心地までの普段利用している交通手段(自動車、バス、

電車等)による所要時間である。

離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合は、その所要時間を含めた。

ここでの「農業集落の中心地」とは、①人家の最も多く集まっているところとするが、②人家が散在している場合は、集落の集会所等がある場所とした。③なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所を中心地とした。(以下、「農業集落の中心地」とある場合は、同様である。)

また、「D I D旧市区町村の中心地」とは、人家の最も多く集まっている場所とするが、判断が難しい場合には、市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場がかつて所在していた場所とした。

(3) 法制上の指定地域は、土地利用の規制、各種農業施策又は環境保全に係る施策等を推進する際の重要地域として指定されている。

なお、当該農業集落の区域の一部でも法制上の指定地域にかかっている場合は、指定区域内とした。

〈地域指定の種類〉

「都市計画区域」……都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域

「市街化区域、市街化調整区域」……都市計画法第4条第1項の都市計画において、第7条第1項の規定に基づき定められている区域

「農業集落の全域が市街化区域」……農業集落の全域が、上記市街化区域に該当す

るもの

「線引きなし」……都市計画区域内であつて市街化区域、市街化調整区域に該当しないもの

「農業振興地域」……農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定されている区域
「農用地区域」……農業振興地域の区域で農用地区域の指定のあるもの

「振興山村地域」……山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき振興山村として指定されている区域

「過疎地域」……過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に基づき指定されている区域

「豪雪地帯」……豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に基づき指定されている区域

「特別豪雪地帯」……豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定されている区域

「離島振興対策実施地域」……離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域

「半島振興対策実施地域」……半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）第2条第1項に基づき指定されている区域

「特定農山村地域」……特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に基づく政令により指定されている区域

(4) 「自然保護等の指定地域に該当している農業集落」とは、当該農業集落の区域の一

部でも自然保護等の指定地域にかかっている場合をいう。

〈地域指定の種類〉

「国立公園」……自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項に基づき指定されている区域

「国定公園」……自然公園法第10条第2項に基づき指定されている区域

「都道府県立自然公園」……自然公園法第41条第1項に基づき指定されている区域

「原生自然環境保全地域」……自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に基づき指定されている区域

「自然環境保全地域」……自然環境保全法第22条第1項に基づき指定されている区域

「都道府県自然環境保全地域」……自然環境保全法第45条第1項に基づき指定されている区域

「鳥獣保護区」……鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第33号）第8条の第1項に基づき指定されている区域

「保安林」……森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定に基づき指定されている区域

「土砂等の流出・崩壊の防備林」……保安林のうち、「土砂流出防備保安林」又は「土砂崩壊防備保安林」に指定されている区域

「水源かん養林」……保安林のうち、「水源かん養保安林」に指定されている区域

(5) 「中心地の標高」とは、農業集落の中心地を平均海水面から測った高さをいう。

(6) 農業集落の地勢は、土地分類基本調査（国土庁^(注)）の地形分類基準（20万分の1土

地分類図の基準）により、区分を行った。

なお、この項目は、農業生産の地勢的な条件を把握することを目的として行われたため、耕地の大半が有る部分を対象とした。

〈地勢の分類〉

「平野」……起伏が極めて小さく、ほとんど平らで、広く低い地域にある農業集落をいう。

なお、平地から続いた広く平らな地域であって、標高がおおむね200m未満の範囲の地域にある農業集落を含めた。

「盆地」……周囲を山地、丘陵地等に囲まれた相対的に低く平坦な地域にある農業集落

「高原」……海面からかなり高い位置にあつて、比較的起伏が小さく平らな地域にある農業集落

「裾野」……山麓が遠く延びてゆるやかな斜面をなす地域にある農業集落

「山間」……山と山の間、山の中の地域にある農業集落

「峡谷」……幅の割に深く細長い谷となっている地域にある農業集落

(注) 土地分類基本調査のうち、昭和49年以前の調査結果については、国土庁ではなく経済企画庁となっている。

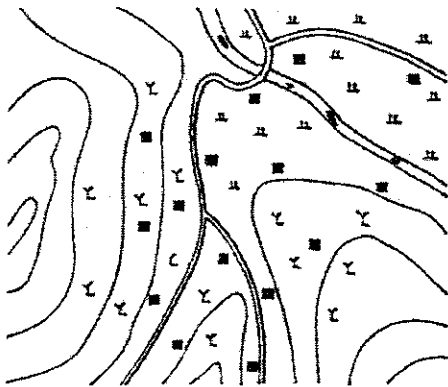
(国土庁設置に伴い業務移管)

(7) 農業集落は、立地する自然条件、社会経済的条件、歴史的條件等により様々な形態となっている。農業集落の主な形態は、次のとおりである。

〈集落の形態の種類〉

「散在集落」……主に山場の農業集落に見られる形態で、家がいくつかの谷あいに分かれ、家と家とがばらばらに分布している状態の農業集落をいう(模式図1参照)。

模式図 1



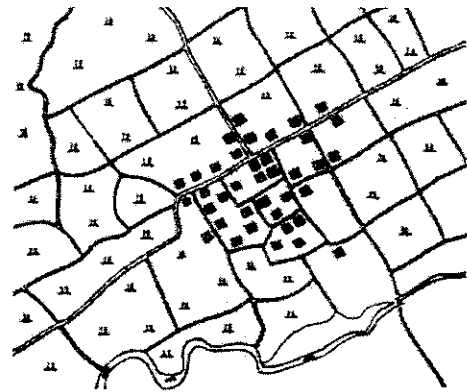
「散居集落」……主に平場の農業集落に見られる形態で、家と家との間に広く田畑が入っている状態の農業集落をいう(模式図2参照)。

模式図 2



「集居集落」……平場、山場を問わず家が一定の区域に集まって敷地が隣接し、居住地区と耕地が分離されている状態の農業集落をいう(模式図3参照)。

模式図 3



「密居集落」……主に市街化区域に見られる形態で、農家と農家の間に非農家が混住して家と家が密集し、市街地に連続している状態の農業集落をいう(模式図4参照)。

模式図 4



3 農業集落の土地

(1) 「総土地面積」とは農業集落として認定された区域のすべての面積をいう。

「耕地」とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含めた。

「田」とは、かんがい施設を有し、たん水を必要とする作物を栽培することを常態とする耕地をいう。

「畑」とは、田、樹園地以外の耕地をいう。

「樹園地」とは、果樹、桑、茶などの木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。

(2) 「1農業集落当たり平均面積」は、上記の(1)により調査された結果を総農業集落数で除して求めたものである。

(3) 「林野率」は、林野面積を総土地面積で除して求めた割合である。

(4) 「耕地率」は、耕地面積を総土地面積で除して求めた割合である。

(5) 「耕地の傾斜の程度」とは、耕地の大半が立地している傾斜の程度である。具体的には集落内の耕地（地目別）のおおよそ半分以上とした。この判断が難しい場合には、集落内において耕地が最も多く集積しているところの傾斜の程度とした。傾斜の程度については、一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

〈傾斜区分の種類〉

「平地」……田については傾斜度が1/100（100mで1m上昇する地形的傾斜）未満、畑及び樹園地については傾斜度が8°（約7mで1m上昇する地形的傾斜）未満を

いう。

「緩傾斜」……田については傾斜度が1/100～1/20（100m～20mで1m上昇する地形的傾斜）、畑及び樹園地については傾斜度が8°～15°（約7m～約4mで1m上昇する地形的傾斜）をいう。

「急傾斜」……田については傾斜度が1/20（20mで1m上昇する地形的傾斜）以上、畑及び樹園地については傾斜度が15°（約4mで1m上昇する地形的傾斜）以上をいう。

(6) 「区画整理面積」とは、農業構造改善事業又は土地改良事業等によるもので、事業の実施主体が国、都道府県、市町村、土地改良区及び農協などの他、個人で実施した整備事業（数戸共同で実施する場合を含む。）も含めた。

(7) 「田の区画整理率」は、田の区画整理面積を田の面積で除して求めた割合である。

(8) 「耕地の変化」とは、過去10年間における農業集落内の耕地の増減をいう。

(9) 「転用」とは、農業集落内の耕地が農業以外の用途に供されたものをいう。また、「減少した耕地の主な現況（1～3位）」は、このうち、面積の大きい用途に造成された順のものを主な転用先とした。

〈転用の種類〉

「道路」……国道（高速道路を含む。）、都道府県道及び市町村道の新設又は拡張のために耕地を転用したものをいう。

「住宅敷地」……集団住宅及び一般の住宅の敷地のために耕地を転用したものをいい、商業用地もここに含めた。

ここでいう商業用地とは、スーパーマ

ーケットや一般の商店等の店舗の敷地をいう。ただし、レジャー産業用地を除いた。

「工場敷地」……会社・工場等の敷地のために耕地を転用したものをいう。この場合、工場敷地内にある住宅や事務所用地はここに含めた。

「公共施設用地」……国、県、市町村及びこれに準ずる公共機関（空港、港湾、学校を含む。）のための施設用地として耕地を転用したものをいう。

「山林（植林）」……耕地に植林し、山林としたものをいう。

「その他」……上記以外のもの（レジャー産業用地、駐車場及び鉄道敷地等）のために耕地を転用したものをいう。また、転用の目的で買収済みであるが用途が決まっていないものも含めた。

「耕作放棄地、原野化したもの等」……耕地の所有者の転出、高齢化等により荒廃したもの又は原野化したもの。耕作放棄地は含むが、休閑している土地は耕地であり、ここには含めない。

4 農業生産

(1) 「ブランド化している農畜産物」とは、生産・収穫された農畜産物に特定の名称をつけるなど地域ぐるみで生産・販売に力を入れているもの、生産・収穫された農畜産物が市場等において価格面で一定の評価を受けているもの、当該地域で生産・収穫された農畜産物を加工し販売しているもの、あるいは、生産・収穫された農畜産物に付加価値をつけ（加工品を除く。）販売してい

るものとした。

(2) 「集落内の事業体による個別経営」とは、当該農業集落内の農家及び農家以外の農業事業体（集落営農に該当する事業体は除く。）が、個々に当該集落の領域内の耕地において農業経営を行っている場合をいう。

(3) 「集落外の事業体による個別経営」とは、いわゆる「入作」のことであり、当該農業集落の領域内の耕地を他の農業集落の農家及び農家以外の農業事業体（集落営農に該当する事業体であって、当該農業集落のおおむね過半の農家が参加している場合は、「集落営農」に該当させた。）が経営（耕地を借りて経営している場合を含む。）している場合をいう。

(4) 「集落営農」とは、農業集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう。なお、農業機械の共同利用、農作業の共同化、栽培協定等、作業の一部に係るものは含めない。

(5) 「集団転作」とは、緊急生産調整推進対策に係る水田転作で、地縁的に団地を形成し、地域ぐるみで行っているものをいう。
〈集団転作の取組内容〉

「固定団地」……転作田を一定場所に定め、固定的に利用する場合をいう。

「田畑輪換」……あらかじめ輪換を行う範囲である輪換耕区を定め、その中を区分し、それぞれ輪換畑、または輪換田として、交互にあるいは一定の周期で利用するものをいう。

「ブロックローテーション」……田畑輪換の一形態であり、地域内の水田を数ブロ

ックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを、1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環するものをいう。

〈集団転作の取組範囲〉

「集落の一部」……集団転作の取組が、農業集落内の田の一部で実施している場合をいう。

「集落全体」……集団転作の取組が、農業集落内の田の面積のうちおおむね8割以上で実施している場合をいう。

「数集落」……集団転作の取組が、農業集落の範囲を越えて、他の農業集落と共同（地つづき）で実施している場合をいう。

なお、この場合は、おおむね旧市区町村の範囲内とした。

「市町村内」……集団転作の取組が、農業集落のある旧市区町村を越え、市区町村の範囲内で実施している場合をいう。

「その他」……集団転作の取組が、農業集落のある市町村の範囲を越えて実施している場合をいう。

5 農業集落の慣行

(1) 「実行組合」とは、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんを問わず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。

ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。

また、実行組合の区域が複数の農業集落にまたがる場合は、実行組合の区域内にあ

るそれぞれの農業集落で「実行組合がある」として取り扱った。

(2) 「寄り合い」とは、原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。

また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

(3) 「寄り合いの開催回数」とは、過去1年間に開催された寄り合いの延べ回数をいう。

なお、農業集落に集落の寄り合いの単位が複数ある場合は、そのうち寄り合いの運営の主体が農業集落内の全世帯に係るもの（町内会等）と農家のみに係るもの（実行組合等）に区別し、最も農家数の多い集団を代表させて聞き取り合計した回数を計上した。

(4) 「寄り合いの議題」は、過去1年間の寄り合いで話し合われた議題を対象とした。

(5) 「農業集落の施設等の管理」とは、農業集落にある農業・生活関連施設の維持・管理の方法をいう。

〈施設等の種類〉

「農道」……農業集落内の農家が営農活動の際利用する道路（農道、林道は一般に実行組合長が管理していることが多い。）

をいい、これらの補修作業（道ぶしん）が該当する。

「道ぶしん」とは、農業集落の構成員が農業集落の領域を持分として出役して定期的に行う道路の補修作業をいう。

「農業用排水路」……農業集落にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、この施設の補修や清掃（溝さらい）が該当する。

なお、ため池の浚^{しゅんせつ}渌作業も含めた。

「集落共用の生活関連施設」……農業集落にある生活用排水路、生活排水処理施設、集会所、農道以外の生活道路（国道、県道等の一般道路を除く。）、消防小屋、集落で管理している児童公園等の運動施設をいい、これらの施設の補修・清掃が該当する。ただし、行政区が別の非農家だけの集団のみの施設は除いた。

〈管理の形態〉

「共同作業」……農業集落が出役の義務を課して作業を行っている場合をいう。

「集落内の全戸に出役義務」とは、農業集落内の全戸に出役の義務を課す場合をいい、農業集落をいくつかのグループに分けて別々の日に行われる場合でも、出役の義務が全戸に係っている場合はここに含めた。また、農業集落内の全戸に出役の義務が課せられ、その全戸が農家の場合もここに含めた。

「農家のみ出役義務」とは、農業集落内の農家のみに出役の義務を課す場合をいう。

「人を雇って行う」……農業集落で管理はしているが、当該農業集落の構成員に出

役の義務を課さないで、農業集落で人を雇って作業を行う場合をいう。

「集落として管理していない」……市町村あるいは土地改良区等が管理し、その補修作業等も直接行っており、農業集落としては道ぶしん、溝さらいなどの共同作業を一切行わないだけでなく、管理の責任を何ら負っていない場合をいう。

なお、農業集落の一部受益者だけが行っている共同作業で、農業集落は何ら関知していないものは、ここに含めた。

6 自然資源・伝統文化の保全 （都市的地域を除く。）

- (1) 「棚田・谷地田」とは、山腹などの傾斜地に階段状に設けた水田や谷間にある水田をいい、この場合、ほ場の形状は問わない。
- (2) 「山林・自然草地」とは、用材、薪炭材竹材、たけのこ、その他林産物の生産を行う樹林、竹を集団的に育成させている土地又は、野草、かん木類が繁茂している土地をいう。里山、里山林、里地等と呼ばれているものを含む。

樹園地・庭園は含めないが、木や竹が生い茂っていない山（岩山等）は含めた。

- (3) 「ため池・湖沼」とは、以下に該当するものをいう。
 - ① かんがい用水をためておく人工又は天然の池。
 - ② 川や谷が種々の要因でせき止められたもの。
 - ③ 土地が鍋状に陥没してできた窪地に水をたたえたもの。
 - ④ 火口、火口原に水をたたえたもの。

⑤ かつて海であったものが湖になったもの。

⑥ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの。

(4) 「河川・水路」とは、一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。

なお、農業用又は生活用の用排水路は除いた。

(5) 「伝統的町並・建築物」とは、旧武家屋敷等の生け垣・石垣等の続く町並み、旧街道に古くから残る宿場街、藁葺き屋根等の昔ながらの人家が集中しているところ及びそれらの建築物、古くからの神社仏閣、歴史的な価値のある建築物等をいう。

なお、これらの有無の状況については、おおむね戦前に建築・形成されたものを対象とすることとしたが、戦後の建築物にあっても特に保全を行っている場合は対象とした。

(6) 「伝統工芸・芸能・祭り等」とは、古くから伝わる工芸品、郷土芸能、祭り等をいう。

なお、これらの有無の状況については、おおむね戦前から伝承されているものを対象としたが、戦後のものにあっても特に保存を行っている場合は対象とした。

7 農業集落の生活環境(都市的地域を除く。)

(1) 「生活関連施設等までの所要時間」は、集落の居住者が一般的に使用する交通手段での所要時間とし、起点は農業集落の中心地とした。

また、これらの施設が複数ある場合は、

集落に居住する人が最も多く利用している施設とした。

(2) 「青年層中心の組織」とは、組織の構成員のうち、おおむね8割以上が40歳未満の者である組織をいう。

ただし、構成員のうち、8割以上が女性である場合、「女性中心の組織」とした。

(3) 「女性中心の組織」とは、組織の構成員のうち、おおむね8割以上が女性である組織をいう。

(4) 「高齢者中心の組織」とは、組織の構成員のうち、おおむね8割以上が65歳以上の者である組織をいう。

ただし、構成員のうち、8割以上が女性である場合、「女性中心の組織」とした。

(5) 「複数の世代が入り混ざった組織」とは、年齢、性別構成が上記以外の組織をいう。

(6) 「都市住民等との交流」とは、以下の事業等を介した都市住民等を対象とする交流事業で、地域の活性化等に資するものとした。

なお、地域で行われている村祭り等で地域住民のみしか参加しないようなものは除いた。

〈交流事業の種類〉

「農林漁業の体験等を介した交流」……都市住民等が農山漁村において農林漁業に係る各種の作業の体験等を通じて地域住民と交流を図るものをいう。

なお、農協や生産組合等の組織が行っている観光農園、観光漁業及びきのこ狩り等を含む。

「産地直送を介した交流」……農協や生産組合等が行っている、農林水産物の消費

者等への産地直送事業や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいう。

なお、地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的に行われている農林水産物の青空市、朝市も含めた。

「農山漁村留学受け入れ」……都市に生活する児童等が農山漁村地域に滞在（おおむね1週間以上）し、実際に農山漁村の生活を体験するものをいう。

「伝統芸能・工芸を介した交流」……地域の住民が踊り等の伝統芸能や地元の伝統的民芸品づくり等を通じて都市住民等との交流を図るものをいう。

「祭り等のイベントを介した交流」……都市住民等との交流を目的とした、祭り等各種イベント等を通じて都市住民等との交流を図るものをいう。

8 添付CD-ROMについて

本書には、巻末に本書に掲載した統計表のファイルを収録したCD-ROMが添付してあるので、データの加工等に利用されたい。

なお、CD-ROMの利用方法については、CD-ROMに収録されている、readme.txtを参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部
構造統計課 農林業センサス統計班
電話：(03) 3502-8111 内線2646
(03) 3591-4603 (直通)



統計はあなたの暮らしに活かしている